

重点議題②③の各種意見のまとめ

重点議題② こどもの相談と救済機関の設置

- 【第4回会議の議題】 ▶ こどもの相談について、どのように条例に記載していくべきか
▶ こどもの権利の救済機関に求める職務の概要は？

第4回会議の意見

- ・相談に携わる人の独立性が大切。
- ・利害関係のない専門家を選ぶことによって、独立性は担保できる。
- ・こどもたちに使ってもらえるような制度になってほしい。そのためには広報をしっかりと行う必要がある。
- ・どれくらいこどもを待てるかが重要であるため、「待つ」制度を作る必要がある。
- ・一定の年齢以上じゃないと、そもそも相談は難しいと思う。
- ・アウトリーチではないため、本当に困ったこどもに繋がることは難しい。
- ・アウトリーチも可能なかたちに制度設計を。
- ・情報を引き出すために市民、市民団体、民生委員といった方たちの役割も非常に重要になってくるため、関連・協力も含めたイメージを救済機関の中に持つことが重要。
- ・学校現場から何かを察知したこどもたちを、次の機関に繋げていくというのが大事。
- ・川西市の場合、市の機関に勧告はできるが、それ以外の機関(施設、団体、企業、個人等)には是正等の要望というように書いてあり、使い分けをしている。
- ・こどもにとって良くないことについて意見を述べるという制度があるのはいいこと。



相談と救済機関の事務局案

意見をふまえ、救済機関を検討していくうえでのポイントを整理。以下を基に、事務局で条例・規則案を作成し、次回会議でその内容(救済機関の対象・職務・責務等)の更なる検討を行う。

- ・救済機関の独立性の担保について
- ・救済機関の広報周知の重要性について
- ・学校、市民、市民団体等の役割(責務)の整理
- ・アウトリーチが可能な制度設計について

重点議題③ こどもの参加・意見表明、周知啓発について

○ 参加・意見表明について

- 【第4回会議の議題】 ▶ 効果的な意見表明・参加の手法
▶ 意見表明・参加の手法を条文にどこまで明記するか

第4回会議の意見

- ・「小学生サミット」や「会議」といった場に出て、こどもたちが意見表明というのは難しい。
- ・こどもは知っている大人や場所だからこそ、参加して意見を言ってくれる。
- ・募集形式の意見表明ではなく、定期的にこども食堂のボランティアを通じて意見を聞く。
- ・「こども会議」に自ら行きたいということもなかなかおらず、先生がだいぶ後押しする必要がある。
- ・出前授業をして、意見を言う場に参加してみたいということも現れるのがいい。
- ・「小学生サミット」で、こどもが参加し意見を言う場があるということは大切。
- ・「こども会議」や「小学生サミット」といった、こどもが発言する場を条例に明記を。
- ・こどもの権利ノートにハガキをつけ、意見のある子はハガキを送る。送られたハガキが集約され、こども会議等で、その意見を扱う。
- ・目的を整理せず、先にこども会議を作ることを条例に規定しても、意見表明の場としてハードルが高い。
- ・条例に、こどもの参加や意見表明という目的はどこにあるのかということ整理し書き込む。



参加・意見表明の事務局案

(こどもの意見表明及び参加)

- (1) 市は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが自分の意見を表明したり、社会に参加できるよう、こどもの年齢、発達及び状況^{※1}に配慮したこどもが意見等を表明し、又は参加する機会^{※2}を確保するものとしします。
- (2) 市、こどもに関係する団体及び市民等は、こどもが主体的に活動できるよう支援に努める^{※3}ものとしします。

～～考え方～～

- ・ ※1 未就学児や、障害のあるこども、海外につながるのあるこどもなど、自分でうまく意見を表明できないと想定されるこどもについても、その意見や参加が尊重されるよう表記。
- ・ ※2 こどもの意見表明・社会参加の支援として、「小学生・生徒会サミット」や「若者会議」等の、既存の取組をより推進していくこととし、新たにこども会議等を設置することについては明記せず、時代背景に合った多様な参加の手法が行われるよう考慮して「機会」と表記。
「機会」…小学校サミット、生徒会サミット、若者会議、ハガキ(こども権利ノート) 等
- ・ ※3 こどもの意見表明と参加をうながすため、こどもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう、周りの大人たちが努めるよう表記。

○ 周知啓発について

【第4回会議の議題】▶ 効果的な周知啓発の手法

- ▶ 周知啓発の手法を条文にどこまで明記するか

第4回会議の意見

- ・こどもたちへの情報発信の場は学校がいい。
- ・こどもたちが生活の大半を過ごす学校で学ぶことが大事。
- ・学校の授業の中に、こどもの権利に関することを組み入れる。
- ・出前授業を作成し、それを学校で実施していくことで広める。
- ・土曜参観等でこどもの権利を取り扱うことで、保護者への周知につなげる。
- ・図書館にこどもの権利の本を置く。
- ・周知啓発は特定のこどもだけでなく、幅広く行う。
- ・大人や市民にもこどもの権利を学ぶ場、伝える場も必要。
- ・富田林市版こどもの権利ノートを作成し、冊子を母子手帳と一緒に渡すことで保護者へ周知啓発を行う。
- ・法定検診を利用して、乳幼児期の保護者に権利のことを知ってもらう。
- ・乳幼児期のこどもには絵本による周知啓発がいい。



周知啓発の事務局案

(こどもの権利の普及)

- (1) 市は、こども、保護者等の市民およびこどもに関係する団体等に対して、こどもの権利について、周知^{※1}し、または学習の機会を設ける^{※2}等の取組により、普及啓発に努めるものとしします。
- (2) 市は、こども、保護者等の市民およびこどもに関係する団体等がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市こどもの権利の日を定めます。
- (3) 富田林市こどもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)としします。

～～考え方～～

- ・ (1)は、こどもの権利について認知度・理解度を向上させるべく、普及啓発していくことを記載。
具体的な取組内容(案)は、以下のとおり。
 - ※1 「周知」…ロゴマークの作成(実施済み)、パンフレット作成、電子教材もしくは動画の作成、
こどもの権利ニュースの定期発行、富田林版こどもの権利ノートの作成
 - ※2 「学習の機会を設ける」…学校の授業や園でこどもの権利をテーマに取り扱う、市民向け講座の実施
- ・ (2)(3)は、重点的に周知啓発を行う日として設けるもの。また、こども家庭庁が掲げる「秋のこどもまんなか月間」(11月)と同月に開催することで「こどもまんなか×こどもの権利」という相乗効果も期待できる。